

# 福島県教育委員会令和元年8月定例会会議抄録

1 開催日時	令和元年8月21日（水）午後1時00分から
2 開催場所	教育委員室（県庁西庁舎9階）
3 出席者	鈴木淳一教育長、1番 高橋金一委員、2番 浅川なおみ委員、3番 蜂須賀禮子委員、4番 正木好男委員、5番 岩本光正委員
4 議事内容及び経過	
(1) 開会	午後1時00分、教育長から8月定例会の開会が告げられた。
(2) 会議録署名委員の指名	教育長から、岩本委員と高橋委員が会議録署名委員として指名された。
(3) 会期の決定	教育長から、会期は本日1日としたい旨の発言があり、これについて諮ったところ、全員に異議なく、そのとおり決定された。
(4) 記録係の指名	教育長から、佐藤主事が記録係に指名された。
(5) 政策監提出理由説明	<p>教育長から政策監に対して、提出事件についての説明が求められた。</p> <p>政策監から提出議案等の概要について、次のとおり説明があった。</p> <p>（説明概要）</p> <p>議案第1号については、平成30年度福島県教育委員会の事務の管理及び執行状況の点検・評価結果について諮るもの。</p> <p>議案第2号については、令和2年度に県立中学校で使用する教科用図書を採択するもの。</p> <p>議案第3号については、令和2年度に県立特別支援学校小学部及び中学部で使用する教科用図書を採択するもの。</p> <p>議案第4号については、福島県文化財保護条例に基づき、県指定重要文化財及び県指定天然</p>

<p>(6) 会議（一部）非公開</p>	<p>記念物の指定に関し、福島県文化財保護審議会に諮問するもの。</p> <p>議案第5号については、福島県文化財保護条例に基づき、県指定重要文化財指定の解除に関し、福島県文化財保護審議会に諮問するもの。</p> <p>議案第6号については、地方公務員法の規定に基づき、教職員に対する懲戒処分を行うもの。</p> <p>報告第1号については、教職員に対する訓告処分等の内容について報告するもの。</p> <p>教育長から、本日の審議事項のうち、議案第4号から議案第6号及び報告第1号について非公開で審議したい旨の発言があり、これについて諮ったところ、全員に異議なくそのとおり決定された。</p>
<p>(7) 議案審議 議案第1号</p>	<p>平成30年度福島県教育委員会の事務の管理及び執行状況の点検・評価結果について（議案第1号）、教育総務課長から説明があり、以下の質疑応答の後、全員に異議なく原案のとおり可決された。</p> <p>岩本委員：頑張る学校応援プランの主要施策1「学力向上に責任を果たす」の取組の一つとして実施した「小学校英語教育のモデル校指定」について、実施対象校の英語パイオニア校と英語フロンティア校の違いを教えてほしい。また、「平成30年度「頑張る学校応援プラン」の実績（データ集）」に記載の「子どもたちの読書状況と公立図書館等の利用状況」について、かなり高い数値であるとの印象であった。「県立高校生の就職決定率、新規高卒者の県内就職率」については、進学者以外の方を対象としていると思うが、どのくらいの人数が就職したのか。さらに「いじめの認知件数と不登校の件数」については、いじめ認知件数が平成28年度と平成29年</p>

度を比べると倍以上になっている。これは何か原因があるのか。

教育総務課長：英語パイオニア校と英語フロンティア校の違いについては、英語パイオニア校は英語専科教員を配置している学校であり、英語フロンティア校は英語専科教員を本務校から派遣している学校である。いじめの認知件数については全国的にも増加している状況であるが、認知をしっかりと行い対策をするという観点から増えている。

義務教育課長：いじめの認知件数が増加している要因は、国が積極的にいじめの認知、早期発見を行い早期に解決を図るよう、方針を示している。また、いじめの捉え方が当該年度から変わっている。いじめられた子が友達からの言葉になどによって「残念だ」「嫌な気持ちがある」などと感じたものもいじめの認知として加算されることとなったことが、件数が増えた原因である。現在は、いじめは人との関わりの中で必ず起きるものであり、そういった意味からも積極的に認知し、早期解決していくよう方針が変わっている。義務教育課においても学校で積極的に認知するよう指導している。「子どもたちの読書状況と公立図書館等の利用状況」が高い数値であることについては、朝自習の時間を読書の時間に充てていることや、学校の図書館が知識を得るための場所と色々な情報を集める場所として教育センターの役割も果たしてきており、また、その理由から公立図書館にも子ども達が足を運ぶ状況になってきたところである。

高校教育課長：（資料確認の結果）就職決定率については、県立高校生13,602名の卒業生に対し、6月30日現在の内定者数は4,303名である。就職希望者4,305名に対し4,303名で、内定率99.9%となっており、データ集作成時点から

増加している。

正木委員：福島イノベーション・コースト構想に関する事業を実施するにあたりFS調査を行ったと聞いているが、どのような調査を行ったのか。

教育長：高校において福島イノベーション・コースト構想の趣旨を踏まえどういった教育プログラムを実施していけるか、委託による可能性調査を行った。

正木委員：委託先はどこか。

高校教育課長：(資料確認の結果)デロイトトーマツコンサルティング合同会社に委託している。

蜂須賀委員：いじめを発見したときに、県として、学校としてどのような指導を行うのか。

義務教育課長：本人がいじめられていると訴えてくる場合や担任等が目撃し発見する場合もあるが、アンケートによるいじめの発見も行っている。基本的にはいじめられている子どもに対し教育相談を行い事情等を聞き、生徒指導委員会でいじめている子どもに対する指導内容について検討や決定を行っている。委員会では教師間で指導内容の共通理解を図り、担任やスクールカウンセラーなどの役割を確認した上で、いじめられている子どもやいじめている子どもへの指導を行っている。学校はいじめを認知した場合には市町村教育委員会に報告し、市町村教育委員会から福島県教育委員会に報告される。いじめの内容に対しどのような指導を行っているのか県教育委員会で確認している。

蜂須賀委員：暴力などであればいじめがあったと目に見えて分かると思うが、義務教育課長の説明にあったちょっとした言葉で傷つきいじめと認知したという場合はどのようなケアをするのか。アンケートなどで「バカと言われた」と書いてあり発見されたも

のなど、見た目で見えないようないじめはどのようにするのか。その子がいじめられていると周りが知っていて、先生が確認できたならばいじめた子やいじめられた子に指導できると思うが、先に説明があったようないじめに対し、どういったケアをするのか。

義務教育課長：いじめられた子どもに対するケアに関する質問か。

蜂須賀委員：軽くバカと言った子はいじめでないと思っても、言われた子はいじめられたと感じることもあると思う。そのようなときの対処はどうしているのか。

義務教育課長：子どもによって捉え方が違い、言葉によってもいじめと捉えられることがある。基本的には子ども達の気持ちが一番大切であるため、いじめられた子どもに対しては必ず教育相談により事情を聴き、いじめている子と話し合わせるなどの解決を図っている。

蜂須賀委員：学校現場の現実と離れている気がする。学校現場ではいじめに対するケアをしきれていないという話も聞いている。ここまで認知件数が多くなっていると分かっているならば、軽いうちからケアをしていく必要があると思う。大事になってから生徒指導委員会で対策を検討するのではなく、そういったところからケアをしていく必要があると思う。細かいものも調べた結果、件数が増えたということであるが、今後、先生方はそういったいじめなどに対応していかなければならなくなると思う。軽い言葉でもいじめになるのだということを学校集会などで校長などから発信していくことで、自分がいじめられていることを学校や先生に分かってもらえていると感じられる子どももいると思う。一人一人の子どもが納得する、常日頃の指導をし

てほしいというお願いである。現場では悲惨なところもいっぱいあるため、教育委員会に報告がされないような小さなじめのうちからきちんと見ているんだというメッセージを出し、子ども達の心の安心を確保できるような指導を行ってあげたい。

義務教育課長：きめ細かなサポートが学校の中で大切であるため、担任任せにするということではなく、学校全体として、当然管理職も対応していく。いじめや不登校に関する研修会も各地区で開催していることから、そういったところで周知徹底を図っていきたいと考えている。

教 育 長：いじめ認知件数としてカウントされているものは、必ず何かしらの対応はしているのか。結果として解決したからあまり手をかけなかったというものもあると思うが、蜂須賀委員がおっしゃるケースでは、もしかしたらこの認知件数に入っていないものがあることや、あるいはいじめとして認知はされているが、深刻ないじめであるにも関わらず、表面しか見ていなかったためケアしきれていなかったということがないようにしてほしいということだと思う。

義務教育課長：いじめ認知件数としてカウントされているものは、全て対応している。

浅 川 委 員：いじめられた子といじめた子では捉え方が異なる場合があると思うが、その差は家庭環境から来るものだと思う。その捉え方の差を学校教育の中でどのように指導したり、解決に向けた話し合いをしているのか。

義務教育課長：教師の見取りが一番大切であり、担任などが生徒の朝の様子や授業中の様子を見取ることが大切である。生徒には自分のしていることがいじめだと思える子と思え

ない子もいる。そのため、学校の生徒指導委員会などのネットワークで情報交換しながら指導を進めていくこととあわせ、先生方のスキルアップが大切であることから、専門の講師によるスキルアップ研修を開催している。先生方の見取りの力や対応解決能力が向上するよう研修を進めている。

浅川委員：自分ではいじめていないと思っているにも関わらずいじめだと言われている子どももいると思う。そういったものも認知件数にカウントされている可能性もある。そのようなときの指導もうまくやっていかなければ両者が傷付くこともあるため、よろしくお願ひしたい。

高橋委員：議案資料に「ふくしま活用力育成シート」を作成したと記載があるが、パスワードがなければホームページで見ることができないため、パスワードを教えてほしい。次に、データ集に記載の「授業研究を伴う校内研修」について、福島県の場合は近隣の小中学校との合同の授業研究会を全国と比べ多く実施しているようであるが、模擬授業や事例研究の実施状況は逆転し、全国より少ない。小中学校間の実施状況の割合を比べても、本県の中学校の「よく実施している」という回答が、全国の割合との差が大きい。模擬授業は学校内での研修と思われるが、これが少ないということは、学校内でのスキルアップのための情報交換は行われず、他の学校で研修を受けているということになると思うが、むしろ学校内でやる方が自校の能力を高められると考えられる。その辺りはどのように分析しているのか教えてほしい。次に、データ集の「全国体力・運動能力、運動習慣等調査における新体力テストの全国平均との比較割合」について、女子と男子の結果を比べると女子は震災以降から大き



く回復してるが、男子の方が伸び悩んでいる。この男女差の原因についてどのように分析しているのか教えてほしい。

義務教育課長：「ふくしま活用力育成シート」については、福島県は活用力に課題があるため県独自で作成し、ホームページに掲載し、教員に使用してもらっているが、パスワードをかけており一般の方が見られないようにしている。教育委員にも見てもらいたいため、資料を別途配布する。授業研究会の実施状況については、校内研修が充実していれば他校に行かなくとも自分達の学校の中で学び合うことができ、それが大前提でもあると考えている。そのためお互いの授業を見せ合う互見授業、一人の教諭が学年をまたいで担当科目を持つタテ持ちを推進しており、実践校の事例を福島県内に広めているところである。今後、校内研修を各学校で実施していただくため、そういった取組を積極的に進めていながら、子ども達の学力向上に繋げていきたいと考えている。

教育総務課長：体力の回復状況については、男子についても震災前から全国水準から99%に回復しているため、ある程度のところまでは回復してきているが、男女の違いについてはこの場では把握していない。

議案第2号  
議案第3号

令和2年度使用県立中学校の教科用図書の採択について（議案第2号）、義務教育課長から、令和2年度使用県立特別支援学校小学部・中学部の教科用図書の採択について（議案第3号）、特別支援課長から説明があり、以下の質疑応答の後、全員に異議なく原案のとおり可決された。（参考に教科書を配布）

蜂須賀委員：ふたば未来学園中学校と会津学鳳中学校の英語の教科書について異なる教科書を

選定しているが、内容は同じなのか。例えばふたば未来学園中学校の生徒が必ずふたば未来学園高校に行くわけではないため高校入試などに影響はないのか。

義務教育課長：教科書は全て学習指導要領に則ったものとなっていることから、種類は異なっても教えなければならない内容は満たしている。

教 育 長：なぜ異なることがあるのか。

義務教育課長：音楽の例では、教育出版と教育芸術社の教科書を選定している。教育出版は写真や絵などが多い構成で、どちらかという幅広い視点から子ども目線で作られている。教育芸術社の教科書については楽譜が多く写真等が少ないのが特徴である。

浅川委員：作曲家を見ても教育出版はクラシック系の方が多く、幅広く掲載されていると感じられる。昔から「夏の思い出」が福島県の歌として掲載されているが、震災後は小高中学校が作った「群青」が全国でも歌われるようになってきており、合唱曲としてもかなりハイレベルである。ぜひ教科書に掲載してもらい福島県の合唱曲として広まってほしい。すばらしい曲であり「夏の思い出」にも匹敵する曲になると思っている。子ども達に聞いてみると音楽の先生の教え方も甚だしく違うことがある。いつも音楽鑑賞やギターを弾いてばかりという先生もいれば、きちんと教えてくれている先生もあり、授業に対する先生の姿勢が違えば教わる側もかなり変わっている。

義務教育課長：学年は異なるが「夏の思い出」はどちらの教科書にも入っているが、比べてみると違いがある。

浅川委員：調子の違いで音の高さが違ったりすることもあると思うが、どちらでもきちんと

<p>(8) 前 回 会 議 録 の 承 認</p>	<p>先生が教えてくれれば同じである。英語についてであるが、葵高校、会津若松市立第三中学校、会津若松市立城西小学校で小中高連携による英語教育をしていくと聞いているが、そういったところも同じ教科書を使うのか。</p> <p>義務教育課長：教科書は地区ごとに採択を行うが、地区が同じであることから同じ教科書となる。これ以降の審議については、会議の冒頭で決定されたとおり、非公開とされた。</p> <p>教育長が、令和元年7月定例会会議録（案）について、その承認の可否を諮ったところ、全員に異議なくこれを承認することに決定された。なお、浅川委員から会議録（案）の配布方法について、会議録（案）の事前確認以降に修正があった場合、修正箇所を明示してほしい旨、意見があり、今後は確認資料を配布することとされた。</p>
<p>(9) 議 案 審 議</p> <p>議 案 第 4 号</p> <p>議 案 第 5 号</p> <p>議 案 第 6 号</p>	<p>令和元年度福島県指定文化財の指定に係る諮問について（議案第4号）及び令和元年度福島県指定文化財指定の解除に係る諮問について（議案第5号）、文化財課長から説明があり、質疑応答の後、全員に異議なく原案のとおり可決された。</p> <p>福島県市町村公立学校教員の懲戒処分について（議案第6号）、義務教育課長から事故の内容に関する説明が、職員課長から懲戒処分案に関する説明があり、質疑応答の後、全員に異議なく原案のとおり可決された。</p> <p>ここで、教育長から暫時休議が告げられた。</p> <p>午後3時10分、教育長から委員会の再開が告げられた。</p>
<p>(10) 報 告 事 項</p> <p>報 告 第 1 号</p>	<p>訓告処分等について（報告第1号）、職員課長から説明があった後、全員に異議なく了承さ</p>

<p>(11) 次 回 の 日 程</p>	<p>れた。</p>
<p>(12) 閉 会</p>	<p>今回の定例会について、教育総務課長から令和元年9月6日（金）午後1時30分から開会することが提案され、全員に異議なく、そのとおり決定された。</p> <p>午後3時12分、教育長から閉会が告げられた。</p>